

健 号 外
令和 7 年 5 月 1 9 日

関 係 各 位

島根県健康福祉部健康推進課長

要配慮者に対する資格確認書の交付等について

平素から、本県の国民健康保険運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」に伴い、現行の国民健康保険証の有効期限は、令和 7 年 7 月 31 日に満了した後は、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとなっております。

一方で、マイナ保険証をお持ちの方でも、当該保険証での受診が困難な方（要配慮者）については、申請を行うことで資格確認書が交付されます。

上記については、先般、令和 6 年 11 月 18 日付健号外「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う資格確認書交付申請手続きへの協力依頼」でも同様にお願ひさせていただいているところです。

つきましては、貴施設を利用されている方等で、マイナ保険証での受診が困難と思われる方がいらっしゃいましたら、別添リーフレットをご活用いただき、資格確認書の交付申請等に向けたご支援・ご協力を賜りますよう、改めてお願いいたします。

【留意事項】

- ・申請先は、要配慮者の方が属する国民健康保険の保険者（市町村）です。別添に「資格確認書交付申請書」を添付しておりますが、市町村によって様式が異なる場合がありますので、詳細については、各市町村（国民健康保険担当部署）へお問い合わせください。
- ・島根県の国民健康保険では、現在、令和 7 年 7 月 31 日まで有効な被保険者証を交付しております。被保険者証の有効期限が切れる前に対象者へ資格確認書を交付できるよう、令和 7 年 5 月末までを目途に申請いただけるよう、ご配慮をお願いします。

【担当】島根県健康福祉部健康推進課
国民健康保険係 倉井、太田
TEL: 0852-22-5270 FAX: 0852-22-6328